

「準住民割引カード」を取得された皆さんへ

準住民割引カードは、有人国境離島法に基づき、航路・航空路の運賃割引が受けられる次の方を対象に発行するものです。下記の注意事項をお読みいただき、正しいご利用をお願いいたします。

《準住民の対象となる方》

- 離島の住民が扶養している離島地域外に居住している学校教育法第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校に在学する者
- 市町の実施する移住・定住促進施策により、体験移住、体験居住、体験就業及び居住物件の探索等のために国境離島を訪れる者
- 市町の実施する交流拡大施策により、国境離島において一定期間の学習、研修、就労、実習等を行う者
- 要介護認定等の住民を介護するために特定有人国境離島地域に反復継続的に来訪する親族

記

1 カードの記載内容について

- ①発行されたカードの記載内容や写真について、申請書の内容と違う点がないかをご確認ください。
- ②記載内容に間違いがある場合は、速やかにカードの発行者に連絡してください。
- ③記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続きをしてください。変更内容によっては、カードが利用できない場合がありますのでご注意ください。

2 カードの使用について

- ①利用に当たっては、予約又は発券等の窓口において、準住民の割引対象を受けることを申し出てください。
- ②準住民の割引は、カードに記載された本人しか受けられません。カードの譲渡や貸し借りは禁止されています。
- ③申請時に記載した目的、期間以外での利用はできません。移住・定住促進事業や交流事業においては、事業期間より前にカードが届く場合がありますが、団体としてあらかじめチケットを購入する場合等を除き、利用することはできません。
- ④介護等のため反復継続的に来島する場合には、更新手続きの際に、本カードを用いて乗船・搭乗した際の領収書等の提示が必要です。利用実績によっては、更新が認められない場合もあります。

3 カードの再発行又は返却について

- ①カードが破損又は汚損し、記載内容が確認できなくなった場合は、速やかに発行者に連絡の上、再発行を受けてください。記載内容の一部でも確認できない場合は、割引が受けられない場合がありますのでご注意ください。
- ②カードを紛失した場合は、直ちに発行者に届け出てください。
- ③準住民の対象から外れた場合やカードの有効期限が過ぎた場合は、速やかに発行者に返納するか、又は発行元に連絡のうえ廃棄処分としてください。

◆発行者（連絡先） 〒 857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376 番地 1

小値賀町役場 総務課 電話 0959-56-3111